

2021 業務の概況

茨城県信用漁業協同組合連合会

目 次

1 . ごあいさつ	1
2 . 経営方針	2
3 . リスク管理の体制	3
4 . 法令遵守の体制	5
5 . 金融ADR制度への対応	5
6 . 漁業者等の経営の改善のための取組みの状況	5
7 . 地域の活性化のための取組みの状況	7
8 . トピックス	7
9 . 事業の内容	8
10 . 業績	9
11 . 貸借対照表	10
12 . 損益計算書	11
13 . 注記表	12
14 . キャッシュ・フロー計算書	17
15 . 剰余金処分計算書	18
16 . 質金	19
(1) 種類別・貯金者別貯金残高	
(2) 科目別貯金平均残高	
17 . 貸出金	20
(1) 種類別・使途別・貸出先別貸出金残高	
(2) 科目別貸出金平均残高	
(3) 業種別貸出金内訳	
(4) 貸出金担保別内訳	
(5) 債務保証担保別内訳	
(6) 主要な水産業関係資金の貸出金残高	
18 . 有価証券	23
(1) 種類別有価証券平均残高	
(2) 有価証券残存期間別残高	
(3) 有価証券の取得価額、時価及び評価損益	
(4) 金銭の信託	
19 . 受託業務・為替業務	24
(1) 受託貸付金の残高	
(2) 内国為替の取扱実績	
20 . 平均残高・利回り等	25
(1) 粗利益	
(2) 業務純益	
(3) 資金運用・調達勘定の平均残高等	
(4) 受取・支払利息の増減額	
(5) 経費の内訳	
21 . 諸指標	27
(1) 最近5年間の主要な経営指標	
(2) 経営諸指標	
(3) 自己資本の充実の状況	
22 . リスク管理情報	39
(1) リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額	
(2) 金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額	
(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	
(4) 貸出金の償却額	
23 . 役員等の報酬体系	41
24 . 本会の組織	42
(1) 会員数	
(2) 役員	
(3) 組織機構図	
(4) 店舗一覧	
(5) 自動機器の設置状況	
25 . 手数料一覧	44
(1) 内国為替の取扱手数料	
(2) その他の諸手数料	
26 . 沿革・歩み	45

*本誌は、水産業協同組合法第92条第3項で準用する第58条の3に基づいて作成した
ディスクロージャー資料です。

*各計表において、単位未満は四捨五入表示してあるため合計と一致いたしません。

ごあいさつ

会員及び関係団体並びに本会をご利用いただいている皆様方には、平素より格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症が世界的な流行を見せる中、日本においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく史上初の緊急事態宣言による経済活動の停止に始まり、観光・飲食サービス業において大きな影響を受けましたが、感染者数は増加・減少を繰り返し、ワクチンの普及が待たれるところであります。そのような中、在宅勤務やオンラインビデオツールが普及するなどデジタル化が加速しました。

このような中、本会はJFマリンバンク基本方針に基づき漁業金融の適切な実施と経営の健全性の確保に努め、漁業者から信頼されるJFマリンバンクとして安心感と透明度の高い事業運営に心掛けてまいりました。

また、令和3年4月の広域合併に向け、令和元年10月に設置した合併準備室を中心とし、各都県代表理事から構成された合併推進協議会、常勤理事からなる合併推進協議会幹事会、並びに各事業ワーキンググループにおいて協議を重ねてまいりました。

財務面では、貯金残高は271億円と目標額262億円を上回る成果を上げることができました。一方、貸出金については、広域浜プラン関連事業等の実行があったものの、それを上回る償還により残高38億5千万円と目標を下回る結果となりました。

経常利益は前年度を下回ったものの2千3百万円、当期剰余金2千1百万円を計上することができました。

また、金融機関の経営の健全性を示す自己資本比率は、12.40%となりました。会員の皆様、関係諸団体のご協力・ご支援に感謝申し上げます。

本会は令和2年度をもって70年の歴史に幕を閉じますが、令和3年度からは東日本信漁連として引き続き漁協組合員等のニーズに的確に応えられるよう、役職員一丸となって努力してまいりますので、なお一層のご支援並びにご理解とご協力を願い申し上げます。

2. 経営方針（令和2年度）

地域に根ざした漁業専門金融機関として、地域の復興に貢献するため、引き続き中期経営計画の柱となる、「事業量の安定確保」、「経営の健全性強化」、「広域信漁連構想の協議検討」について重点的に取組み、事業量の確保・拡大と自己資本の充実による経営基盤の強化・コンプライアンスの徹底に努めてまいりました。

◎社会的責任

本会の目的（定款第1条）としております、会員が協同して信用事業を行い、所属員の漁業の生産能率の向上等その事業の振興を図り、もって所属員の経済的社会的地位が高められるよう努めました。

◎事業方針

I 漁業金融機能強化と「浜」との接点強化の取組み

- (1) 漁業金融機能の強化（貸出伸長）
- (2) 着実な事業実績の確保（メイン化推進）

II 経営の健全性確保の取組み（内部統制高度化）

- (1) 貸出資産健全化
- (2) リスク管理強化
- (3) 不祥事未然防止の対応
- (4) 反社会的勢力との取引排除
- (5) 業務継続態勢（B C P）整備

III 将来を見据えた事業運営体制の確立

- (1) 広域信漁連（東日本信漁連）への参加へ向けた取組み
- (2) 効果的・効率的な体制の構築

◎マリンバンク安心システム

系統独自に「J Fマリンバンク基本方針」を定め、業務に係る健全性・適切性の確保と事故未然防止等を目的とする系統全体での監理体制システムを構築しております。

また、貯金払戻金確保の観点から、漁協系統における独自機構として「J Fマリンバンク支援協会」及び「貯金保険制度」の2つのセーフティーネットを構築しております。

なお、令和3年度につきましては、4月1日に合併し誕生した東日本信用漁業協同組合連合会の経営方針に基づき業務の運営を行ってまいります。

3. リスク管理の体制

リスク管理基本方針

金融の自由化、マイナス金利の拡大、他業態の金融業務への参入等に伴う不測の事態発生による損失の可能性（リスク）が高まりつつあります。

会員・漁業者を含む利用者の皆様に安心してご利用いただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を定め、認識すべきリスクの種類・仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

本会は、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理・資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスク管理

「信用リスク」とは、融資先の財務状況悪化等により、貸出金が回収不能、または利息の入金が不能になり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

本会は、理事会において個別的重要案件等について対応方針を決定しており、その他の貸出取引については、本店と各店舗が連携を図りながら、与信審査マニュアル等により厳格な審査を行っております。

貸出取引においては、資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については、管理・処理方針を作成・実践し健全化に取り組んでいます。資産の自己査定にあたっては自己査定実施要領、担保評価基準等に基づき、その回収の危険性、価値の毀損の危険度合いを判定し、決算において適正な償却及び必要額100%の引当を行い、健全な経営の維持に努めています。

②市場リスク管理

「市場リスク」とは貸出金、有価証券などの資産や預金などの価値が、金利、株価、為替相場などの経済状況の変化によって影響を受けるリスクで、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクの3要素から成ります。

本会では、資産・負債の状況を把握し、収益管理やリスク分析、預金・貸出金の金利・利鞘の総合的な検討、また、調達・運用の現況等の把握・管理を「余裕金運用会議」において協議を行い、市場の変化に迅速に対応しております。

③流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)等により損失を被るリスクのことです。

本会では、資金運用方針に基づき月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動、もしくは、システムが不適切であること、又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

本会では、前述した信用リスク等以外のリスクで、受動的に発生する事務・システム・法務にかかる事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクを定義しています。

事務リスクあるいはシステムリスクについては、事務手続きを整備し、内部監査を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤事務リスク

「事務リスク」とは、事務上のミスや不正によって損失を被るリスクのことです。

本会では、業務執行にあたり、法令、定款、諸規程及び決裁権限の遵守、さらに、日常の事務リスクの改善を図ることを目的に内部監査の充実・強化に努めるほか、事務処理ミス等の早期発見を目的として自主点検を実施し事務リスクの軽減に努めています。

また、職員を一定期間職場離脱させることによる不正の防止や各種研修等受講による職員の資質向上に努めています。

⑥システムリスク

「システムリスク」とは、主にコンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

本会では、コンピュータの安全かつ円滑な運用に努めるとともに、万一の災害・障害に備え「システム管理マニュアル」を策定しております。

4. 法令等遵守の体制

自己責任体制に基づいた業務運営の確立とコンプライアンス態勢の整備・強化に努めており、経営の健全性確保はもとより、会員並びに利用者の方々や地域の負託に応えるべく、法令等遵守にかかるコンプライアンス・マニュアルを制定し、経営判断や日々の業務遂行を適正に行うよう、その確立に努めています。

5. 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

組合員等の利用者の相談・苦情等に対応するための業務運営体制及び内部規則を整備し対応いたしております。

具体的には、利用者サポート等管理責任者及び相談・苦情等総括責任者並びに担当者を設置し、相談・苦情等を誠実に受け止め、必要に応じて関係部署との連携を図り、受け付けた相談・苦情には迅速かつ適切な解決に努めるとともに、苦情処理態勢の改善や再発防止策に活用することとしております。

②紛争解決措置の内容

苦情等の申し出に対する本会の対応に納得できない場合は、JFマリンバンク相談所を通じて外部紛争解決機関である弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(利用者が弁護士会に直接申し立てる手段もありますが、JFマリンバンク相談所を通じて、提携先である「東京」、「第一東京」、「第二東京」の3弁護士会の照会をしております。

6. 漁業者等の経営の改善のための取組の状況

①中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

漁業者の協同組合金融機関として、健全な事業を営む漁業者等に対して必要な資金を円滑に供給していくことも重要な役割の一つとして以下のとおりの取組みを行っております

- I 新規融資、貸付条件変更等の申込みに対しての柔軟な対応
- II 経営相談に積極的かつきめ細かく取組むことによる経営改善取組支援
- III 新規融資、貸付条件変更等の相談、申込みに対する適切な説明並びに情報の提供
- IV 新規融資、貸付条件変更等の相談に対する公正・迅速・誠実な対応
- V 新規融資、貸付条件変更等の申込み等に対する関係金融機関等との緊密な連携
- VI 上述のような申込みに対し円滑な措置が出来るような態勢の整備

② 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

漁業者等に対する経営支援等を行うために、必要な態勢整備をいたしております。具体的には、会長以下役職員を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」において、一元的に管理し横断的に協議します。「金融円滑化管理責任者」定め、金融円滑化の方針や施策の管理に努め、かつ「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業店においても当該方針や施策による運用に努めております。

また、取組方針に基づく管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っております。

③ 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

貸出条件変更を実施した漁業者が策定した「経営改善計画」に対し、必要に応じて漁業者との協議会等による改善計画進捗管理に取組みました。

また、経営不振漁協が策定した「経営改善計画（復興計画）」について、行政・系統団体連携のもと、定期的な検討会を実施するなどの進捗管理に取組みました。

船体等漁業設備価格の高騰に対応するため「がんばる漁業復興支援事業」及び「漁業近代化資金」に係る本会協調資金の充実を図りました。

④ 経営者保証の取組みについて

経営者保証（中小企業経営者等による個人保証）における合理的な保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」を遵守する取扱いをしております。

◎ 主たる債務者において以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合は債務者の経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、債務者の意向を踏まえ検討しております。

I 法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が的確に分離されている

II 法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない

III 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る

IV 法人から適時適切に財務情報等が提供されている

V 経営者等から十分な物的担保の提供がある

◎原則として、保証債務の履行請求時には、一律保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、請求の範囲を検討しております。また、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理に則った整理を申し立てた場合には、ガイドラインに基づき誠実に対応しております。

◎保証契約の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性並びに保証契約の必要性について再度検討いたしております。

7. 地域の活性化のための取組の状況

浜の活力再生への取組み

茨城県における浜の活力再生への取組みについては、8地区で地元市町、漁協を中心に設立された地域水産業再生委員会により「浜の活力再生プラン」が策定され、国の承認を得ております。

また、平成28年度に、上記「浜の活力再生プラン」に取組む広域な漁村地域が連携して、浜の機能再編や中核的担い手を育成するための具体的な取組を定めた「浜の活力再生広域プラン」が、2地区（北部・南部）で策定され、国の承認を得ました。

本会にあっては、引き続き「浜の活力再生広域プラン」に基づく関連施設として（1）競争力強化型機器等導入緊急対策事業、（2）競争力強化型漁船導入緊急支援事業（漁船リース）等について、茨城県、市町、漁連、漁協等と連携を深め浜の要望に基づき積極的に金融面から支援しております。

《「浜の活力再生広域プラン」における地区の内訳》

北部地区：北茨城②・日立・ひたちなか②

南部地区：大洗・鹿嶋・神栖

8. トピックス

県下統一特別貯蓄運動（令和2年12月～令和3年3月）

安定的な資金である定期性貯金の獲得を目的に、定期貯金（含む積立定期貯金）及び定期積金を対象とし、運動を展開しました。

9. 事業の内容

(1)貯金業務

総合口座、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金をはじめとする各種貯金を取り扱っています。
また、キャッシュサービスは、全国の金融機関・コンビニ等のATMでご利用いただけます。

(令和3年3月31日現在)

種類	期間	年利率	最低預入金	総合口座	自動振替
当座貯金	定めなし	原則として無利息	1円	○	
普通貯金		0.001%			
決済用貯金		無利息			
貯蓄貯金		0.001%			
通知貯金	7日以上	0.001%	5万円		
自由金利型定期貯金(スーパー定期)	1ヶ月以上5年以内	預入時における店頭表示 利率を満期日まで適用	1円	○	
自由金利型定期貯金(大口定期)			1千万円	○	
定期積金	6ヶ月以上7年以内	預入時における店頭表示 利回りを満期日まで適用	1百円	○	○
積立定期貯金	継続式 定めなし 期日指定 1年以上10年以内 確定日払1. 2. 3. 4. 5年	スーパー定期300万円未満 の各期間に応じた利率を適用	1円 (新型百円)		○
自由金利型期日指定定期貯金	3年	預入時における店頭表示 利率を満期日まで適用	1円	○	

*マル優は平成18年1月1日制度改正により障害者等のみ適用となっています。

(2)貸出業務

会員向け融資はもちろんのこと、地域住民の方もご利用いただける自動車ローン・教育ローン
住宅ローンもご用意しております。

また、受託貸付業務として、日本政策金融公庫(進学ローン等)も取り扱っております。

(令和3年3月31日現在)

	種類	資金用途
制度資金	漁業近代化資金	漁業者等の漁船・漁具・施設にかかる資金です。
	漁業経営維持安定資金	漁業者が経営再建を図るための資金です。
	茨城県水産振興資金	漁業者・水産加工業者のための事業運転資金です。
	大中型旋網漁業代船建造資金	旋網本船の代船建造、中古船の取得等のための資金です。
	漁業経営対策資金	被災からの復興に向けた漁業資金です。
	漁協経営再建緊急支援資金	被災漁協に対する復興支援資金です。

(3)為替業務

送金、振込、代金取扱などの内国為替業務を行っています。また、パソコン、スマートフォン等による
インターネットバンキングを構築しております。

(4)代金収納業務

県税、電話・電気料金・NHKなど各種公共料金等の収納事務を行っております。
また、三菱UFJニコスカード等クレジットカードご利用代金の自動引落しも行っております。

10. 業 績

(1) 貯金業務

令和2年度は貯金目標額を年度末残高262億円、年度間平均残高251億円と掲げ、目標達成に向けて取り組んでまいりました。

その結果、年度末残高では271億（達成率103.5%）、年度間平均残高は268億（達成率106.9%）と残高及び平均残高とともに、目標額をすることができました。

(2) 貸出業務

広域浜プラン関連事業等の実行があったもののそれを上回る約定償還により、年度末残高は38億5千万（前年度比258百万円の減少）、貯貸率は14.23%となりました。

(3) 受託貸付金

日本政策金融公庫資金については、コロナ関連セイフティーネット資金の実行により113百万円（前年度比97百万円の増）、住宅金融支援機構資金の新規実行は無く、年度末残高は61百万円（前年度比11百万円の減少）となりました

なお、日本政策金融公庫資金に伴う債務保証額は108万円となりました。

(4) 損 益

経常収益は残高・利回りの低下による貸出金利息の減少、また余裕金運用に係る受取奨励金、受取特別配当金並びに受取出資配当金の減収により242百万円（前年度比17百万円）、経常費用は、残高は増加したが利回りの低下により貯金利息はほぼ前年並み、役務取引等費用の減少はあったものの、合併関連の費用もあったため、ほぼ前年並みの218百万円となりました。

結果、経常利益は前年比18百万円減の23百万円となりました。

11. 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

資 産 の 部	令和元年度末	令和2年度末	負 債 ・ 純 資 産 の 部	令和元年度末	令和2年度末
現 金	158	207	貯 金	26,086	27,105
預 け 金	21,887	23,007	当 座 貯 金	4	4
系 統 預 け 金	21,712	22,819	普 通 貯 金	14,161	14,828
系 統 外 預 け 金	175	188	貯 蓄 貯 金	8	0
貸 出 金	4,117	3,858	通 知 貯 金	-	-
手 形 貸 付	333	277	別 段 貯 金	17	15
証 書 貸 付	3,575	3,449	定 期 貯 金	11,509	11,811
当 座 貸 越	78	2	積 立 定 期 貯 金	201	247
金融機関貸付	131	131	定 期 積 金	186	200
有 價 証 券	200	200	借 用 金	210	210
国 債	200	200	代 理 業 務 勘 定	0	0
地 方 債	-	-	そ の 他 負 債	232	112
金 融 債	-	-	未 払 利 息 そ の 他	231	105
そ の 他 資 産	31	31	そ の 他 の 負 債	1	7
未 収 利 息 そ の 他	30	27	引 当 金	78	69
そ の 他 の 資 産	1	4	退 職 給 付 引 当 金	63	65
固 定 資 産	56	52	賞 与 引 当 金	4	4
有形固定資産	56	52	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11	0
無形固定資産	1	0	睡 眠 貯 金 払 戻 引 当 金	0	0
外 部 出 資	1,270	1,270	債 務 保 証	1	1
系 統 出 資	938	938	負 債 の 部 計	26,606	27,496
系 統 外 出 資	333	333	出 資 金	699	701
長 期 前 払 費 用	15	14	資 本 準 備 金	0	0
繰 延 税 金 資 産	1	1	利 益 剰 余 金	392	407
債 務 保 証 見 返	1	1	利 益 準 備 金	120	130
貸 倒 引 当 金	△ 40	△ 38	そ の 他 利 益 剰 余 金	272	277
			特 別 積 立 金	230	250
			当 期 未 処 分 剰 余 金	42	27
			う ち 当 期 剰 余 金	33	21
			純 資 産 の 部 計	1,090	1,108
合 计	27,697	28,603	合 计	27,697	28,603

12. 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
経 常 収 益	260	242
資 金 運 用 収 益	223	210
（うち貸出金利息）	(80)	(76)
（うち預け金利息）	(2)	(2)
（うち有価証券利息配当金）	(3)	(3)
（うち受取奨励金）	(130)	(124)
（うち受取特別配当金）	(8)	(6)
役 務 取 引 等 収 益	7	9
そ の 他 事 業 収 益	25	16
そ の 他 経 常 収 益	4	7
経 常 費 用	218	219
資 金 調 達 費 用	5	5
（うち貯金利息）	(5)	(5)
（うち借用金利息）	(0)	(0)
役 務 取 引 等 費 用	21	19
そ の 他 事 業 費 用	1	0
事 業 管 理 費	192	195
そ の 他 経 常 費 用	0	0
経 常 利 益	42	24
特 別 利 益	0	0
特 別 損 失	0	0
税 引 前 当 期 利 益	41	24
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8	2
法 人 税 等 調 整 額	0	0
当 期 剰 余 金	33	21
当 期 首 繰 越 利 益 剰 余 金	9	6
当 期 未 処 分 剰 余 金	42	27

13. 注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券（外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
 - (1) 満期保有目的の債券は償却原価法（定額法）によっております。
 - (2) 市場価格のないその他有価証券（外部出資を含む。）の評価は移動平均法による原価法です。
- 2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりです。
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - ① 減価償却資産の償却方法は定額法です。
 - ② 耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ③ 平成 15 年 4 月 1 日以降に取得した 30 万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
- 3 引当金の計上基準は次のとおりです。
 - (1) 貸倒引当金は、「貸出金償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることが出来る債権については、当該キャッシュ・フローを本会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額と税法基準に基づき算出した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。

全ての債権は、自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- (2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点における自己都合退職による要支給額を退職給付債務とする簡便法。）に基づき、必要額を計上しております。
- (3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退任慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
- (5) 睡眠貯金払戻引当金は、過年度において利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づき払戻損失見込額を計上しております。

- 4 リース取引の処理方法は、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 5 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式です。

II 会計方針の変更に関する注記

該当ありません。

III 表示方法の変更に関する注記

- 1 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第 31 号令和 2 年 3 月 31 日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損についての見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

IV 会計上の見積りに関する注記

- 1 繰延税金資産の回収可能性
 - (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 1,129,340 円
 - (2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和 2 年 10 月に作成した広域再編計画（合併後事業計画）を基礎として、当会が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び当会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なる場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 2 固定資産の減損
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 0 円
 - (2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施することとしております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

当事業年度末において、減損の兆候となる事象の発生は認識しておりませんが、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

V 会計上の見積りの変更に関する注記

該当ありません。

VI 誤謬の訂正に関する注記

該当ありません。

VII 貸借対照表に関する注記

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は 161,219,295 円、圧縮記帳累計額は 26,223,500 円（うち、当期圧縮記帳額は 0 円）です。
- 2 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しております。
- 3 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	系統預け金	1,750,000,000 円
	系統外預け金	15,241,242 円
担保資産に対応する債務	借入金	210,000,000 円
	未決済為替	5,384,270 円
	別段貯金	18,050 円

- 4 理事及び監事に対する金銭債権の総額（貯金担保貸出を除く。）は、348,214 千円です。

- 5 理事及び監事に対する金銭債務はありません。

- 6 リスク管理債権の内訳は次のとおりです。

- (1) 貸出金のうち、破綻先債権額は無く、延滞債権額は、218,836,542 円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、あるいはその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものです。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のものです。

- (2) 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額はありません。

なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、218,836,542 円です。

なお、上記（1）～（4）に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- 7 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,080,000,000 円であり、これら全ては原契約期間が 1 年以内となっています。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約には金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

VIII 損益計算書に関する注記

該当ありません。

IX 金融商品に関する注記

- 1 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

本会は、茨城県を事業区域として、県内漁協等が会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下「所属員」という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

また、本会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付けを行っており、余裕金は農林中金に預け入れる他、国債による運用を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

本会が有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

決算日現在における貸出金のうち、94.3%は会員（その所属員を含む。）に対するものであり、水産業をめぐる経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金については、日銀の被災地金融機関支援オペ（東日本大震災の被災地に営業所を保有する金融機関に対する支援を目的とした低利資金供給スキーム）による借入です。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

個別の重要案件や大口案件については理事会において対応方針を決定するとともに、通常の貸出取引については、本支店での連携を図りながら与信審査を行っております。

また、審査にあたっては取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っております。貸出取引においては資産の健全性・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っております。

不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでおります。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「貸出金償却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において情報把握に努めています。

- ② 市場リスクの管理

運用方針を理事会において定めるとともに、余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。また、運用部門は理事会で決定した運用方針に基づきその運用を行い、運用状況については適宜理事会に報告しております。

なお、本会で所有している金融商品は全てトレーディング目的以外の金融商品であり、主要なリスク変数である金利リスクの影響

を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借用金」です。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 723 千円程度減少するものと把握しております。

なお、予想変動幅を超える金利変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえで重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額と異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（4 参照のこと）。

(単位：円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	207,062,989	207,062,989	0
(2) 預け金	23,007,369,728	23,007,372,710	2,982
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	199,664,063	231,680,000	32,015,937
(4) 貸出金 *貸倒引当金（△）	3,858,371,803 △38,278,958	3,820,092,845	3,917,316,877 97,224,032
資産計	27,234,189,625	27,363,432,576	129,242,951
(1) 貯金	27,104,541,498	27,106,239,750	1,698,252
(2) 借用金	210,000,000	210,000,000	0
負債計	27,314,541,498	27,316,239,750	1,698,252

*貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3 金融商品の時価の算定方法

(資産)

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分毎に新規に預け入れた場合に想定される預本金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

他方、固定金利のうち証書貸付によるものは回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は貸出金の期間に基づく区分毎に元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率である LIBOR・円 SWAP レートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(負債)

(1) 貯金

要求払貯金については決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

変動金利の定期貯金については短期間で市場金利を反映するため当該帳簿価格によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は一定の期間毎に区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借用金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

4 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2 の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
系 統 出 資	937,781,000
系 統 外 出 資	332,580,000
計	1,270,361,000

*当該出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

5 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金 有価証券 満期保有目的 の債券	23,007,369,728	-	-	-	-	200,000,000
貸出金	836,206,568	474,742,196	399,727,483	369,238,773	313,115,601	1,435,888,040
合計	23,843,576,296	474,742,196	399,727,483	369,238,773	313,115,601	1,635,888,040

*貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の29,453,142円は含めておりません。

なお、一部の金融機関向け貸出金131,000,000円は5年超に含めております。

6 募金・借用金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	26,624,322,159	314,796,469	156,990,870	8,430,000	2,000	-
借用金	-	210,000,000	-	-	-	-
合計	26,624,322,159	524,796,469	156,990,870	8,430,000	2,000	-

*貯金のうち要求払戻金14,846,441,383円については「1年以内」に含めて開示しております。

*貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補填備金については含めておりません。

X 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

時価が貸借対照表計上額を超えるもの

貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債 199,664,063 円	231,680,000 円	32,015,937 円

XI 退職給付に関する注記

1 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあたるため、退職給付規程に基づき退職一時金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成28年12月16日)に基づき、簡便法により行っています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	62,987,900 円
退職給付費用	5,663,400 円
退職給付の支払額	4,017,800 円
期末における退職給付引当金	64,633,500 円

(3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	64,633,500 円
退職給付引当金	64,633,500 円

(4) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	5,663,400 円
----------------	-------------

2 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金1,247,976円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は14,339千円となっております。

XII 税効果会計に関する注記

1 練延税金資産の発生原因別の主な内訳は以下のとおりです。

(単位：円)

練延税金資産	
貸倒引当金限度超過額	7,246,637
退職給付引当金	17,877,626
賞与引当金	1,057,590
役員退職慰労引当金	0
減価償却限度超過額	2,265,270
未払事業税	53,356
未払地方法人特別税	18,394
その他	764,324
練延税金資産 小計	29,283,197
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△28,153,857
評価性引当額 小計	△28,153,857
練延税金資産 合計	1,129,340

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳は以下のとおりです。

法定実効税率	27.66%
(調整)	
住民税均等割	2.79%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.68%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.39%
教育情報資金	△2.12%
軽減税率の影響	△1.49%
評価性引当額の増減	△9.06%
控除税額	0%
その他	0.82%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.31%

XIII 賃貸等不動産に関する注記

該当ありません。

XIV リースにより使用する固定資産に関する注記

該当ありません。

XV 資産除去債務に関する注記

該当ありません。

XVI 重要な後発事象に関する注記

1 吸収合併対象資産の全部において、当該吸収合併直前の帳簿価額を付する吸収合併が行われます。

- (1) 吸収合併消滅連合会の名称 茨城県信用漁業協同組合連合会
- (2) 吸収合併の目的 経営資源の結集による経営の安定化
- (3) 吸収合併日 令和3年4月1日
- (4) 吸収合併存続連合会の名称 東日本信用漁業協同組合連合会
- (5) 合併比率及び算出方法 1対1の対等合併
- (6) 出資一口当たりの金額 10,000円

XVII その他の注記

該当ありません。

14. キャッシュ・フロー計算書
〔間接法〕

単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	633	△ 122
税引前当期利益	41	24
減価償却費	4	4
貸倒引当金の増加額	△ 1	△ 2
退職給付引当金の増加額	△ 15	2
その他の引当金・積立金の増加額	0	△ 11
資金運用収益	△ 223	△ 210
資金調達費用	5	5
有価証券関係損益	△ 0	△ 0
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減	△ 66	258
預け金の純増減	799	△ 1,301
貯金の純増減	△ 230	1,019
借用金の純増減	0	0
教育情報報資本金	△ 2	△ 2
その他の	112	△ 119
資金運用による収入	226	214
資金調達による支出	△ 8	△ 6
小計	643	△ 125
法人税等の支払額	△ 10	△ 4
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3	0
有価証券の取得による支出	0	0
有価証券の売却による収入	0	0
固定資産の取得による支出	-3	0
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	0	0
外部出資処分による収入	0	0
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2	△ 2
出資の増額による収入	2	2
出資の払戻しによる支出	0	0
出資配当金の支払額	△ 4	△ 4
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額	628	△ 132
6 現金及び現金同等物の期首残高	2,996	3,625
7 現金及び現金同等物の期末残高	3,624	3,493

15. 剰余金処分計算書（配当代わり金）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
当 期 未 処 分 剰 余 金	42	27
任意積立金取崩額（目的外）	200	
剩 余 金 処 分 額 (配 当 代 わ り 金)	234	4
利 益 準 備 金	10	0
特 別 積 立 金	220	0
(うち優先出資消却積立金)	(200)	(0)
出 資 配 当 金	4	4
(普通出資に係る配当金)	(2)	(3)
(優先出資に係る配当金)	(2)	(2)
次 期 繰 越 剰 余 金	8	0

(注) • 普通出資の配当率は0.5%です。
• 優先出資の配当率は0.8%です。

16. 貯金

(1) 種類別・貯金者別貯金残高

(単位: 百万円、%)

種類		令和元年度		令和2年度		増減
		金額	構成比	金額	構成比	
当座性貯金	当座貯金	4	0.0	4	0.0	0
	普通貯金	14,161	54.3	14,828	54.7	667
	貯蓄貯金	8	0.0	-	0.0	△ 8
	通知貯金	-	-	-	-	-
	別段貯金	17	0.0	15	0.0	△ 2
計		14,189	54.4	14,846	54.8	657
定期性貯金	定期貯金 (うち固定金利)	11,509 (11,509)	44.1 (44.1)	11,811 (11,811)	43.6 (43.6)	302 (302)
	(うち変動金利)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	積立定期貯金	201	0.8	247	1.0	46
	定期積金	186	0.7	200	0.7	14
	計	11,896	45.6	12,258	45.3	362
合計		26,086	100.0	27,105	100.1	1,019
貯金者区分	員内	会員 組合員直接預り	3,544 15,412	13.6 59.1	3,148 16,902	11.6 62.4
		計	18,956	72.7	20,050	74.0
	員外	地方公共団体 金融機関	906 -	3.5 -	676 -	2.5 -
		その他	6,223	23.9	6,378	23.5
		計	7,130	27.3	7,055	26.0
						△ 75

(2) 科目別貯金平均残高

(単位: 百万円、%)

	令和元年度		令和2年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	13,841	55.7	14,226	52.9	385
定期性貯金	11,331	44.3	12,681	47.1	1,350
計	25,172	100.0	26,907	100.0	1,735
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合計	25,172	100.0	26,907	100.0	1,735

17. 貸出金

(1) 種類別・使途別・貸出先別貸出金残高

(単位: 百万円、%)

			令和元年度		令和2年度		増減
			金額	構成比	金額	構成比	
割引手形			-	-	-	-	-
手形貸付			333	7.9	277	7.2	△ 56
証書貸付			3,575	83.7	3,449	89.4	△ 126
当座貸越			78	1.8	2	0.1	△ 76
金融機関貸付			131	6.6	131	3.4	0
合計			4,117	100.0	3,858	100.1	△ 259
固定金利貸出			4,117	88.4	3,858	100.0	△ 259
変動金利貸出				11.6		-	0
設備資金			3,575	83.7	3,448	89.4	△ 127
運転資金			411	9.7	279	7.2	△ 132
その他の			131	6.6	131	3.4	0
貸出先区分	員内	会員組合員直接貸付	596	15.1	338	8.7	△ 258
	員外	地方公共団体	3,261	74.5	3,261	84.5	△ 0
	計		3,857	89.5	3,598	93.3	△ 259
	員外	金融機関	-	-	-	-	0
	その他の		131	6.6	131	3.4	0
	計		129	3.9	129	3.3	△ 0
			260	10.5	260	6.7	△ 0

(2) 科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円、%)

			令和元年度		令和2年度		増減
			金額	構成比	金額	構成比	
割引手形			-	-	-	-	-
手形貸付			547	13.3	550	13.4	3
証書貸付			3,418	83.1	3,410	83.3	△ 8
当座貸越			15	0.4	5	0.1	△ 10
金融機関貸付			131	3.2	131	3.2	0
合計			4,111	100.0	4,096	100.0	△ 15

(3) 業種別貸出金残高

(単位: 百万円、%)

			令和元年度		令和2年度		増減
			金額	構成比	金額	構成比	
農林水産業			3,889	91.5	3,639	94.3	△ 250
卸売・小売業			-	-	-	-	-
金融・保険業			131	5.4	131	3.4	0
サービス業			-	-	-	-	-
地方公共団体			-	-	-	-	0
その他の			97	3.1	89	2.3	△ 8
合計			4,117	100.0	3,858	100.0	△ 259

(4)貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増減
貯金等	171	63	△ 108
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	341	300	△ 41
その他担保物	-	-	-
計	512	363	△ 149
漁信基保証	3,230	3,102	△ 128
その他保証	375	394	19
計	3,605	3,495	△ 110
信用用	-	-	-
合計	4,117	3,858	△ 259

(5)債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
計	-	-	-
漁信基保証	-	-	-
信用用	-	-	-
合計	-	-	-

(6) 主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類等別)

(単位：百万円)

		令和元年度末	令和2年度末	増減
漁業	海面漁業	2,984	2,892	△ 92
	海面養殖業	-	-	-
	その他漁業	49	71	22
漁業関係団体等		316	225	△ 91
合計		3,349	3,188	△ 161

注1 本表は水産業関係の貸出金残高であるため、水産業に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。

注2 漁連・漁協・水産加工組合やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません。）

注3 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出も含めております。

(資金種類別)

<貸出金>

(単位：百万円)

		令和元年度末	令和2年度末	増減
プロパー資金		1,468	1,319	△ 149
水産制度資金		1,881	1,868	△ 13
漁業近代化資金		1,689	1,697	8
その他制度資金等		190	171	△ 19
合計		3,349	3,188	△ 161

注4 プロパー資金とは、本会原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

注5 水産制度資金には、①地公体等が直接・間接的に融資するもの。②地公体等が利子補給等を行うことで本会が低利で融資するもの。③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを表示しております。但し、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出は、その他制度資金等に含めております。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

		令和元年度末	令和2年度末	増減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		17	114	97
その他		73	62	△ 11
合計		89	176	86

注6 受託貸付金は、保証残高でなく、貸出残高を表示しております。

注7 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は前表水産制度資金でのその他制度資金等に表示しております。

18. 有価証券

(1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

	令和元年度		令和2年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
国 債	200	100.0	200	100.0	0
地 方 債	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-
合 計	200	100.0	200	100.0	0

(2) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以 下	10年超	期間の 定めな し	合 計
令和元年度	国 債	-	-	-	-	200	-	200
	地 方 債	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	国 債	-	-	-	-	200	-	200
	地 方 債	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-

(3) 有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
満期保有目的	200	234	35	200	232	32
その他	-	-	-	-	-	-
計	200	234	35	200	232	32

(注) 国債及び金融債は満期保有目的であり、貸借対照表価額は取得原価を計上しております。

また、その他37百万円は(株)全国漁協オンラインセンターへの差入保証金であり、市場価格はありません。

(4) 金銭の信託

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
金銭の信託	-	-	-	-	-	-

19. 受託業務・為替業務

(1) 受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度 末
株式会社 日本政策金融公庫	17	114
独立行政法人 住宅金融支援機構	73	62
計	89	176

(2) 内国為替の取扱実績

(単位：百万円)

種 類	送 金 ・ 振 込	(件 数)	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	
		金 額	仕 向	被 仕 向	仕 向
代 金 取 立	(件 数)	(7,131)	(6,127)	(7,502)	(6,606)
	金 額	21,166	26,554	19,914	24,445
計	(件 数)	(-)	(1)	(-)	(4)
	金 額	-	5	-	6
	(件 数)	(7,131)	(6,128)	(7,502)	(6,610)
	金 額	21,166	26,559	19,914	24,451

20. 平均残高・利回り等

(1)粗利益・業務純益

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	223	210
資金調達費用	5	5
資金運用収支	218	205
役務取引等収益	7	9
役務取引等費用	21	19
役務取引等収支	△14	△10
その他事業収益	16	16
受取出資配当金	16	16
受取助成金	-	-
その他の事業収益	-	-
その他事業費用	1	1
その他事業収支	15	15
事業粗利益	219	210
事業粗利益率	0.87	0.78

(2)業務純益

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
事業純益	42	15
実質事業純益	42	15
コア事業純益	42	15
コア事業純益（投資信託解約損益除く）	42	15

(3)資金運用・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	25,141	223	0.89	26,841	210	0.78
貸出金	4,111	80	1.94	4,096	76	1.86
預け金	20,830	140	0.67	22,545	131	0.58
有価証券	200	3	1.60	200	3	1.63
資金調達勘定	25,382	5	0.02	27,117	5	0.02
貯金・定積	25,172	5	0.02	26,907	5	0.02
借用金	210	0	0.00	210	0	0.00
貯金原価率	0.78			0.74		
総資金利ぎや	0.16			0.08		

(4) 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	平成30年度増減額	令和元年度増減額
受取利息	△ 4	△ 10
貸出金	△ 11	△ 4
預け金	△ 1	0
有価証券	0	0
受取奨励金	8	△ 6
支払利息	0	0
貯金	0	0
借用金	0	0
差引	△ 4	△ 10

(注) 増減額は前年度対比です。

(5) 経費の内訳

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
人件費	121	124
役員報酬	15	14
給料手当	81	84
賞与引当金繰入差額	0	0
福利厚生費	18	18
退職給付費用	5	6
役員退職慰労引当金繰入	1	2
旅費交通費	6	4
業務費	27	29
負担金	11	11
施設費	24	22
貯金保険料	2	2
雜費	1	1
税金	1	1
合計	192	195

21. 諸 指 標

(1) 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口数)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
経常収益	276	257	257	260	242
経常利益	42	36	36	42	24
当期剰余金	42	22	22	33	21
出資金	693	695	695	699	701
出資口数	69,324	69,507	69,690	69,874	70,058
純資産額	1,013	1,030	1,061	1,090	1,108
総資産額	27,108	30,170	27,807	27,697	28,603
貯金等残高	25,710	28,718	26,316	26,086	27,105
貸出金残高	4,885	4,300	4,050	4,117	3,858
有価証券残高	199	200	200	200	200
剰余金配当金額	4	4	4	4	4
・出資配当額	4	4	4	4	4
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職員数	20人	20人	19人	19人	18人
単体自己資本比率	12.52%	11.77%	12.18%	12.45%	12.40%

(注) 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年
金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼル
II)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

(2) 経営諸指標

令和元年度

令和2年度

(貯貸率等)

貯貸率(期末、期中)	15.78%	16.33%	14.24%	15.22%
貯預率(期末、期中)	83.90%	82.75%	84.88%	83.79%
貯証率(期末、期中)	0.77%	0.79%	0.74%	0.74%

(期中平均残高)

一従業員当たり貯金残高	1,325百万円	1,495百万円
一店舗当たり貯金残高 (含 代理店)	8,391百万円 (2,288百万円)	8,969百万円 (2,446百万円)
一従業員当たり貸出金残高	216百万円	228百万円
一店舗当たり貸出金残高 (含 代理店)	1,370百万円 (374百万円)	1,365百万円 (372百万円)

(利益率)

総資産経常利益率	0.15%	0.08%
資本経常利益率	3.82%	2.12%
総資産当期純利益率	0.12%	0.07%
資本当期純利益率	3.02%	1.93%

(3) 自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

漁業系統金融機関としての信用力を高め、漁業振興に向けての円滑なる資金提供を実施していくためにも、自己資本比率の強化は重要課題の一つとして取り組んでおります。

なお、令和3年3月末自己資本比率は、コア資本に係る基礎項目額は1,115百万円(前年比16百万円増加)、リスク・アセット等合計額が8,883百万円(前年比178百万円減少)であったため、12.40%(前年比0.05%減少)となっております。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

本会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、非累積的永久優先出資により調達しております。

自己資本	発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目に算入した額	配当率
I 普通出資金	茨城県信用漁業協同組合連合会	普通出資	500百万円(前年度499百万円)	0.50%
II 非累積的永久優先出資金	茨城県信用漁業協同組合連合会	非累積的永久優先出資	200百万円(前年度200百万円)	0.80%

○自己資本比率の算出にあたっては「自己資本算出要領」を制定し、適正なプロセスにより算出するとともに、これに基づき、本会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した自己資本の維持に努めています。

(単位：百万円、%)

項目	期 末	前 期 末	当 期 末
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	1,086		1,104
うち、出資金及び資本準備金の額	699		701
うち、再評価積立金の額			
うち、利益剰余金の額	392		407
うち、外部流出予定額 (△)	△ 4		△ 4
うち、上記以外に該当するものの額			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13		12
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13		12
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
うち、回転出資金の額	-		-
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,099		1,116
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	-	-	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	-	-
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	15	-	14
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-

少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15		14	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	1,084		1,102	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	8,047		8,432	
資産 (オン・バランス) 項目	8,246		8,431	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボーナーに係る超過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス項目	1		1	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスボーナーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	459		452	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	8,706		8,884	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.45 %		12.40 %	

(注) ① オペレーションナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)
 ② 各項目金額は個別数値を優先したため(千円未満切り捨て)必ずしも合計とは一致しない。

○自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 額 (標準的手法)	令 和 元 年 度 末			令 和 2 年 度 末		
	エクspoー ジャーの期末 残高	リス ク・ アセ ット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクspoー ジャーの期末 残高	リス ク・ アセ ット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
現金	158	-	-	207	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200	-	-	200	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関及び 我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	21,898	4,380	175	23,018	4,604	184
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等・個人向け	63	41	2	58	44	2
抵当権付住宅ローン	30	11	0	26	9	0
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
3ヶ月以上延滞債権	4	4	0	3	4	0
取立未済手形	0	0	0	0	0	0
漁業信用基金協会等保証	3,230	323	13	3,131	313	13
出資等	349	349	14	363	363	15
上記以外	1,747	3,138	126	1,593	3,151	126
(うち農林中央金庫等の対象普通出資等)	1,039	2,597	104	1,039	2,597	104
(うち特定項目のうち参入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	708	541	22	554	554	22
証券化・再証券化	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
合 計	27,678	8,246	434	28,599	8,487	443

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
粗 利 益 額 a	オペレーショナル・リ スク相当額を8%で除 してえた額 $b=a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c=b \times 4\%$	粗 利 益 額 a	オペレーショナル・リ スク相当額を8% で除してえた額 $b=a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c=b \times 4\%$
219	459	18	210	452	18

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

○所要自己資本の額

(単位：百万円)

令 和 元 年 度		令 和 2 年 度	
リス ク・アセ ット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リス ク・アセ ット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
8,706	348	8,884	355

○信用リスクに関する事項

・標準的手法に関する事項

本会では自己資本算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたりリスク・ウエイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたって使用する格付は次の信用格付業者による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

信　用　格　付　業　者
・株式会社格付投資情報センター（R&I）
・株式会社日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク（Moody's）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）
・フィッチレーディングスリミテッド（Fitch）

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたって使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは次のとおりです。

エクスポージャー	信　用　格　付　業　者	カントリー・リスク・スコア
金融機関向け		日本貿易保険
法人等向け（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向け（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

・信用リスクに関するエクスポートの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和元年度末		令和2年度末	
	信用リスクに関するエクスポートのうち 貸出金等	うち 債券	信用リスクに関するエクスポートのうち 貸出金等	うち 債券
法人	農林水産業	-	-	-
	サービス業	471	471	-
	卸売・小売業	-	-	-
	金融・保険業	131	131	-
	国債	200	-	200
	地方公共団体	-	-	-
	その他	2,156	2,156	-
	個人	1,365	1,365	
	固定資産等	23,373		
	合計	27,696	4,123	200
			28,603	3,864
			200	

* 国外取引及びデリバティブ取引の取扱いはありません。

* 「貸出金等」とは、貸出金の他、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。

・信用リスクに関するエクスポートの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和元年度末		令和2年度末	
	信用リスクに関するエクスポートのうち 貸出金等	うち 債券	信用リスクに関するエクスポートのうち 貸出金等	うち 債券
	1年以下	18,846	426	-
	1年超3年以下	429	429	-
	3年超5年以下	281	281	-
	5年超7年以下	938	938	-
	7年超	2,084	1,884	200
	期限の定めなし	5,118	165	-
	合計	27,696	4,123	200
			28,603	3,864
			200	

* 全て国内取引です。

* 「貸出金等」とは、貸出金の他、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。

・3カ月以上延滞エクスポートの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

	令和元年度末		令和2年度末	
法人	農林水産業		-	-
	サービス業		20	20
	卸売・小売業		-	-
	金融・保険業		-	-
	地方公共団体		-	-
	その他		-	-
	個人		10	10
	合計		30	29

* 全て国内取引です。

・信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		令和元年度末			令和2年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0 %	-	358	358	-	407	407
	10 %	-	3,230	3,230	-	3,131	3,131
	20 %	-	21,898	21,898	-	23,019	23,019
	35 %	-	30	30	-	26	26
	50 %	-	-	-	-	-	-
	75 %	-	63	63	-	58	58
	100 %	-	1,057	1,057	-	917	917
	150 %	-	4	4	-	3	3
	200 %	-	-	-	-	-	-
	250 %	-	1,039	1,039	-	1,039	1,039
	1250 %	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
自己資本控除額		-	-	-	-	-	-
合 計		-	27,678	27,678	-	28,600	28,600

・信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和元年度末		令和2年度末	
		適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関及び 我が国の政府関係機関向け		-	-	-	-
地方三公社向け		-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		-	-	-	-
法人等向け		-	-	-	-
中小企業等・個人向け		-	-	-	-
抵当権付住宅ローン		-	-	-	-
不動産取得等事業向け		-	-	-	-
3カ月以上延滞債権		-	-	-	-
漁業信用基金協会等保証		-	-	-	-
その他		-	-	-	-
合 計		-	-	-	-

○信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーナーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーナーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

本会では信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めており、その手法として「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と本会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポートジャーナーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいい、適格金融資産担保について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と本会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と本会貯金の相殺が法的に有効であることを示す充分な根拠を有していること。②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と本会貯金をいずれの時点においても特定することが出来ること。③本会貯金における継続されないリスクが監視及び管理されていること。④貸出金と本会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること。の条件を全て満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と本会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャーナー額としています。

保証については、被保証債務の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーナーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物・オプション・スワップ等）に係る取引です。

長期決済期間取引とは、有価証券等の受渡し、または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し、または資金の支払いを行う取引です。

本会では、派生商品取引及び長期決済期間取引を取扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーとは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

本会では、証券化商品を取扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要事項

出資その他これに類するエクスポージャーとは貸借対照表上の外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、本会においては、株式は「その他有価証券」、対象先としては系統及び系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた出資先組織の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

これらの評価等は、株式については、その他有価証券として時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しており、評価等重要な会計方針の変更があれば注記表にその旨記載することとしています。

○出資等または株式等エクスポージャーに関する事項
(上場株式の取扱いはありません。)

・出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和元年度末		令和2年度末	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
合 計	1,270	1,270	1,270	1,270

・出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	令和元年度末			令和2年度末		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
合 計	-	-	-	-	-	-

・貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度末		令和2年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
合 計	-	-	-	-

・貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度末		令和2年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
合 計	35	-	32	

○金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が金利の変動により発生するリスクのことです。

本会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・本会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

本会は、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとに IRRBB を計測しています。

本会では、市場金利が 0・2 % 変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の 50 % 相当額を満期 5 年までの期間に均等配賦（平均残存 2.5 年）して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金編満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金編満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

本会は円通貨しか取り扱っておりません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、△EVE に重大な影響を及ぼすその前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVE 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE と大きく異なる点

特段ありません。

項目番		イ	ロ	ハ	二
		\triangle EVE		\triangle NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	29	26	56	60
2	下方パラレルシフト	△18	△3	0	0
3	ステイープ化	53	42		
4	フラット化	3	19		
5	短期金利上昇	△2	5		
6	短期金利低下	△6	△2		
7	最大値	53	42		
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		1, 101		1, 084	

・「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第5号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

・前年度末開示分の旧基準に基づく「内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減」は3,200千円と計測されました。当数値については、旧アウトライヤー基準にかかるパーセンタイル値により計測したものであり、当期末の \triangle EVEとは定義および計測方法が異なるため、数値の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。

・「 \triangle EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

・「 \triangle NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

・「ステイープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

22. リスク管理情報

(1) リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増減
リスク管理債権総額 (A)	260	219	△ 41
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	260	219	△ 41
3ヶ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
保全額合計 (B)	255	216	△ 39
担保・保証付債権額	228	189	△ 39
貸倒引当金残高	27	26	△ 1
保全率 (B) / (A)	98.3 %	98.5 %	

(注1) 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることあるいは、その他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものを云います。

(注2) 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のものを云います。

(注3) 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）を云います。

(注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）を云います。

(注5) 「担保・保証付債権額」は、「リスク管理債権総額」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高」にはリスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

(2) 金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度末	増減額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11	10	△ 1
危険債権	249	209	△ 40
要管理債権	-	-	-
不良債権額合計(A)	260	219	△ 41
正常債権	2,772	2,629	△ 143
保全額合計(D) = (B) + (C)	255	216	△ 39
担保・保証付債権額(B)	228	189	△ 39
貸倒引当金残高(C)	27	26	△ 1
保全率 $\frac{(D)}{(A)}$	98.1 %	98.5 %	

(注 1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権を云います。

(注 2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性が高い債権を云います。

(注 3) 「要管理債権」とは、基本的には「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権を云います。

(注 4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権を云います。

(注 5) 「担保・保証付債権額(B)」は、「金融再生法開示債権額(A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会あるいは公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金にかかる担保・保証の合計額とします。

(注 6) 「貸倒引当金残高(C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金を含まないものとします。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和元年度				令和2年度			
	期首残高	増加額	減少額	期末残高	期首残高	増加額	減少額	期末残高
一般貸倒引当金	13	13	13	13	13	12	13	12
個別貸倒引当金	28	27	28	27	27	26	27	26

(注) 全て国内取引です。

(4) 貸出金の償却額

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸出金償却額	－	－	－

2.3. 役員等の報酬体系

①役員

I 対象役員

本会の理事及び監事の全員が報酬告示に規定されている開示対象役員に該当しております。

II 役員報酬等の種類、支払総額及び支払い方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における報酬等の支払い総額は次のとおりです。

なお、基本報酬は所定日に指定口座へ振込む現金支給のみであり、退職慰労金も準じた形で対応しております。

	支 給 総 額	
	基 本 報 酉	退 職 慰 労 金
対象役員に対する報酬等	13,635千円	13,008千円

(注1) 令和2年度対象役員は理事7名、監事3名です。

(注2) 退職慰労金については、任期満了により退任した3名並びに令和3年4月1日合併に付3月31日付けで退任した全役員の合算額です。

III 対象役員の報酬等の決定等

イ 役員報酬（基本報酬）

総会において理事及び監事の別に報酬総額を決定し、各人別個々の報酬額については、各人の役職・責務等を勘案し、それぞれ理事会、監事會において決定しております。なお、業績連動型の報酬体系は採用しておりません。

ロ 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、「理事・監事退任慰労金規程」に基づき、役員報酬に在職年数に応じた計数を乗じて算出し、総会で理事・監事の別にそれぞれの支給総額の承認を得た後に支給しています。

なお、令和3年4月1日合併に付全役員が年度末で退任となったため、役員退任慰労金引当金の計上はありません。

②職員等

I 対象職員等

報酬告示に規定されている開示対象職員等とは、職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け、業務及び財産の状況に重要な影響を与える者のことであり、本会には当該事項に該当する職員等は存在していません。

③その他

本会の対象役員に対する報酬等の体系は上記開示のとおり過度なリスクを危惧する要素はありません。

したがって、報酬告示規定における「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と実績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として記載する内容はありません。

24. 本会の組織

(1) 会員数

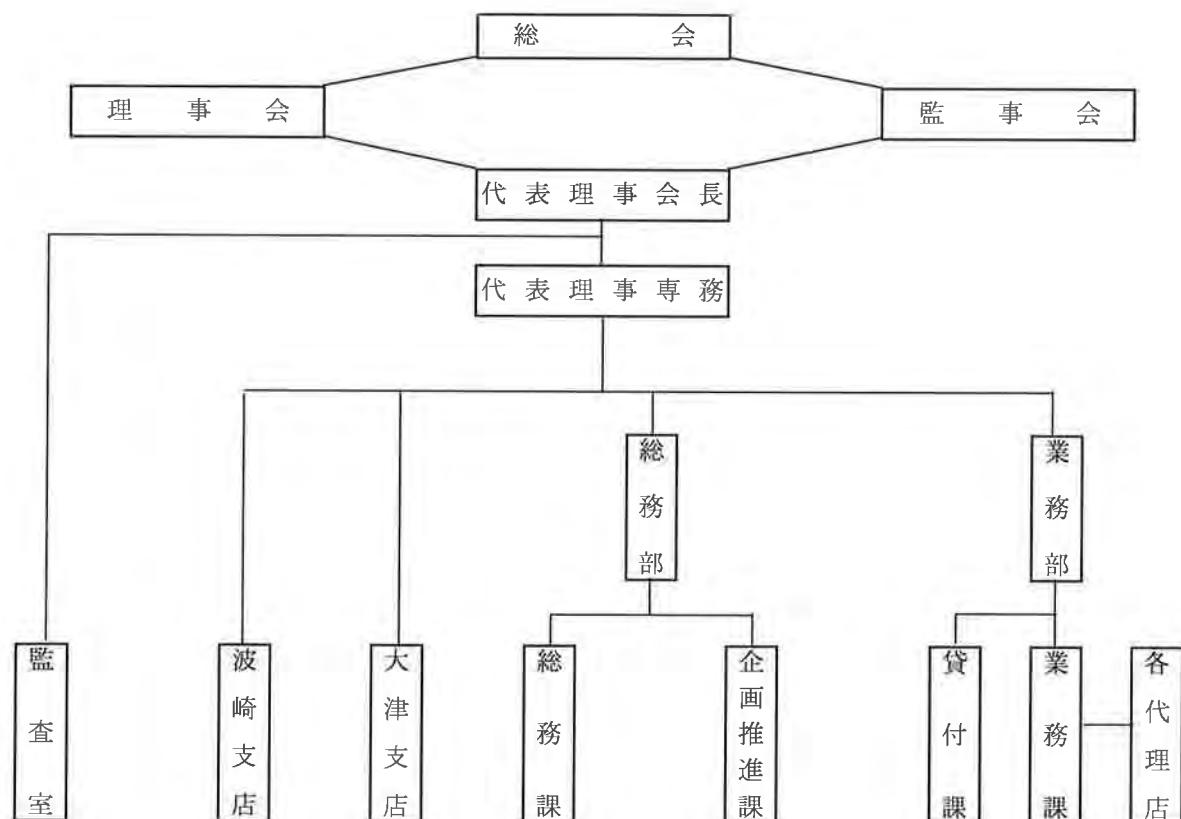
資格別	令和元年度	令和2年度末	増減
正会員	29	29	-
准会員	9	9	-
合計	38	38	-

(2) 役員

役職名	備考		
代表理事長	飛田正美		
代表理事専務	野田昌男	(員外)	
理	鈴木將之		
"	宇佐美正義		
"	長岡浩二		
"	才賀正紀		
"	磯前昌宏		
代表監事(常勤)	笛島豊		
監	高濱芳明	(員外)	
"	吉田彰宏		

令和3年4月1日合併に付3月31日付けで全員退任。

(3) 組織機構図



(4) 店舗一覧 (令和3年3月31日現在)

名 称	所 在 地	備 考
(本 支 店)		(Tel)
本 店	水戸市三の丸1丁目1番33号	029-221-6281
大 津 支 店	北茨城市大津町2799番地	0293-46-1118
波 崎 支 店	神栖市波崎新港9番地	0479-44-0575
(代 理 店)		
平潟 代 理 店	北茨城市平潟町605番地先	(平潟漁協内)
久慈町 代 理 店	日立市久慈町1丁目1番2号	(久慈町漁協内)
磯崎 代 理 店	ひたちなか市磯崎町4643番地	(磯崎漁協内)
那珂湊 代 理 店	ひたちなか市和田町3丁目11番11号	(那珂湊漁協内)
大洗町 代 理 店	東茨城郡大洗町磯浜町字東8253番地の10	(大洗町漁協内)
鹿島灘 代 理 店	鹿嶋市大字平井字灘2289番地	(鹿島灘漁協内)
霞ヶ浦 代 理 店	行方市玉造甲1560番地6	(霞ヶ浦漁協内)

(5) 自動機器の設置状況

・ATM（現金自動受払機）、CD（現金自動支払機）の設置台数

		店舗内	店舗外
信漁連設置	ATM	1	-
	CD	-	-

25. 手数料一覧（令和3年3月31日現在）

(1) 内国為替の取扱手数料

(窓口扱い)

種類	系統	他行宛	
		電信扱い	文書扱い
振込手数料 (1件につき)	3万円以上	440 円	770 円 660 円
		ATM 216円	ATM 432円 -
	3万円未満	220 円	550 円 440 円
		ATM 110円	ATM 330円 -
送金手数料	(1件につき)	440 円	880 円 660 円
代金取扱手数料	(1件につき)	660 円	至急 普通
			880 円 660 円

*上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

(インターネット・バンク扱い)

		同一店内	系統	他行宛
振込手数料 (1件につき)	3万円以上	- 円	220 円	330 円
	3万円未満	- 円	110 円	220 円

*上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

(2) その他の諸手数料

		会員	員外
残高証明書発行手数料			
顧客情報開示手数料 (1通につき)		220 円	550 円

*上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

26. 沿革・歩み

昭和26年10月 設立総会

27年 1月 設立・業務開始（50会員・出資金300万円）

30年12月 水産農林会館竣工

39年 3月 那珂湊・波崎両支所開設

42年 4月 農林漁業金融公庫（現日本金融政策金融公庫）の受託業務開始

45年 3月 茨城県漁協貯金20億円達成

46年 4月 住宅金融公庫の受託事務開始

49年 3月 茨城県漁協貯金40億円達成

51年 8月 為替業務取扱開始

53年 3月 本会貯金100億円突破

54年 3月 茨城県漁協貯金100億円突破

国民金融公庫の受託業務開始

那珂湊支所竣工

55年 2月 沿岸漁業改善資金取扱開始

59年 8月 新系統為替オンラインシステム稼動

61年11月 すいさん会館竣工

平成 元年 6月 全国漁協オンラインシステム稼動

2年 3月 本会貯金200億円突破

3年 5月 茨城県漁協信用事業組織強化方策の決定

5年 2月 大津支店の創設（大津漁協信用部と統合）

6年 3月 波崎漁協信用部と統合

11月 大洗町漁協信用部と統合

7年12月 鹿島灘漁協信用部と統合

10年 2月 那珂湊漁協信用部と統合

9月 久慈浜丸小漁協信用部と統合

10月 CDネット中継センター管理機構（MICS）加盟

11月 大洗町代理店にATM設置

11年 7月 波崎共栄漁協信用部と統合

10月 久慈町漁協信用部と統合

11月 大津支店にATMに設置

12年10月 郵貯とのCD・ATM相互利用開始

13年 8月 霞ヶ浦町漁協信用部と統合

14年 8月 平潟漁協信用部と統合

12月 那珂湊支店と平潟代理店との店舗統合

16年 4月 波崎支店と波崎共栄代理店との店舗統合（波崎共栄漁協にATM設置）

17年12月 磯崎漁協信用部と統合（1県1信用事業統合体の完成）

20年 6月 旧那珂湊支店（土地・建物）売却

21年 5月 那珂湊支店廃店

5月 那珂湊代理店設置（那珂湊漁協内）

23年 3月 津波により3店舗（大津支店、久慈浜丸小代理店、大洗町代理店、ATM
2台）が壊滅的被害（23年6月通常業務再開）

24年 8月 霞ヶ浦代理店が漁協合併に伴い行方市へ移転

31年 4月 久慈浜丸小代理店、久慈町代理店に統廃合

令和 元年10月 東日本ブロック広域信漁連合併仮契約

2年10月 東日本信漁連合併本契約

3年 4月 合併により東日本信漁連誕生